

大阪府都市整備部委託役務業務成績評定要領

(目 的)

第1条 本要領は、大阪府都市整備部の所掌する委託役務業務（以下「業務」という。）の成績評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって業務の適正な実施を確保するとともに業務に関する技術水準の向上に資することを目的とする。

(対象業務)

第2条 評定は、設計金額が100万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える次の業務とする。それ以外の業務は対象外とし、成績評定は行わない。

- ・施設維持〔土木施設維持管理（道路・河川等の維持・除草・草地管理等）、樹木管理、清掃（道路清掃・海面清掃等）、産業廃棄物処理（収集運搬・処分）、土砂運搬、施設警備（機械警備除く）〕
 - ・点検整備・運転管理〔プラント設備保守・点検整備・運転管理、下水道施設運転管理〕
 - ・調査業務〔水質・底質・環境等調査、土地家屋調査（地籍測量図作成等）〕
- 公共団体・電鉄会社等への用地・工事委託は成績評定は行わない。

(評定の通知)

第3条 当該業務の契約担当者は、検査者から評定結果が提出されたのち速やかに当該業務の受託者に書面（様式-1）により通知するものとする。

2 長期継続契約において前項の通知は、当該業務の履行期間を通した評定の通知を行うとともに、1年ごとの業務完了時においても行うものとする。

(説明請求)

第4条 第3条により通知を受けた受託者は、評定結果について疑義のあるときは、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に、成績評定結果に関する説明請求書（様式-2）により、当該業務の発注機関の長に対して説明を求めることができるものとする。

(回答説明)

第5条 当該業務の発注機関の長は、第4条により説明を求められた場合、成績評定結果に関する説明請求に対する回答書（様式-3）により速やかに回答するものとする。

(附 則)

本要領は、平成12年10月1日より施行するものとする。

平成17年11月1日より施行するものとする。

平成22年 4月1日より施行するものとする。

（但し、下水道施設運転管理業務は平成22年3月31日より施行）

平成24年 4月1日より施行するものとする。

商号又は名称 様

契約担当者が契約局長の場合

大阪府総務部契約局長

または

大阪府〇〇〇事務所長

契約担当者が事務所長の場合

検 査 合 格 書 (完 了)

下記業務については、完了検査に合格しました。

記

件 名

履 行 場 所

履 行 期 間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

業 務 種 別

契 約 金 額 円

完 了 日 平成 年 月 日

検 査 日 平成 年 月 日

成 績 評 定 〇〇点で合格したことを認めます。

なお、この業務成績評定の結果について疑義があるときは、通知を受けた日から起算して14日(休日含む)以内に、当職に対して、その旨を付した書面により説明を求めることができますので、念のため申し添えます。

商号又は名称 様

契約担当者が契約局長の場合

大阪府総務部契約局長

または

大阪府〇〇〇事務所長

契約担当者が事務所長の場合

検 査 合 格 書

下記業務については、完了検査に合格しました。

記

件 名

履 行 場 所

当該履行期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
(履行期間) (平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)

業 務 種 別

当該期間契約金額 円
(契約金額) (円)

完 了 日 平成 年 月 日

検 査 日 平成 年 月 日

成 績 評 定 〇〇点で合格したことを認めます。
成績評定対象期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

なお、この業務成績評定の結果について疑義があるときは、通知を受けた日から起算して14日(休日含む)以内に、当職に対して、その旨を付した書面により説明を求めることができますので、念のため申し添えます。

大阪府〇〇〇事務所長 様

商号又は名称
受注者 代表者名

成績評定結果に関する説明請求書

平成 年 月 日付け検査合格書の成績評定結果について、下記により説明を
求めます。

記

1. 業務名称

2. 説明請求の理由

(備考) この様式によりがたい場合は、この様式に準じて作成できるものとする。

商号又は名称
代表者名 様

大阪府〇〇〇事務所長

成績評定結果に関する説明請求に対する回答書

平成 年 月 日付け検査合格書の成績評定結果に関する説明請求について、
下記のとおり回答します。

記

1. 業務名称

2. 説明請求に対する回答